

市外転出届(郵送用)

【ポストへ投函する前のチェック項目】
市外転出届(郵送用)の①から⑭まで記入しましたか？
本人確認書類の写しは入れましたか？
返信用封筒に宛先を記入していますか？
返信用封筒に切手を貼っていますか？
 ※特例転出を希望された方については返信用封筒不要です。

①令和 年 月 日

届出人	②氏名	※届出人は本人または世帯主 印(届出人が自署している場合は押印不要)
	③住所	
	④連絡先電話番号	※昼間、連絡がとれる電話番号を必ず記入してください (- -)

⑤異動日 (新しい住所に住み始めた日 または住み始める予定の日)	令和 年 月 日
--	----------

⑥新しい住所	都道府県	市郡
	⑦世帯主	

⑧いままでの住所	福岡市 区
	方書(アパート名等・部屋番号)
	⑨世帯主

⑩フリガナ		⑫生 年 月 日	いままでの ⑬世帯主との 続 柄
⑪転出者の氏名			
1		大・昭 平・令 年 月 日	
2		大・昭 平・令 年 月 日	
3		大・昭 平・令 年 月 日	
4		大・昭 平・令 年 月 日	
5		大・昭 平・令 年 月 日	

⑭以下の事項を希望する場合、□に✓を記入してください。

特例転出(個人番号カードをお持ちの方のみ)
 ※特例転出を希望される方は必ず、別紙「特例転出について」をご確認ください。

転出証明書の再交付(紛失等による再交付を希望する場合のみ)

運転免許証、在留カードやパスポートなどの、「官公署発行の顔写真付きの本人確認書類」をお持ちの方はその写しを、顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない場合は「資格確認書や資格証など」の写しを同封してください。宛先(届出人の住所に限る)を記入し、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。(ただし、特例転出を希望された方については返信用封筒不要です)

※届出の際は、このページを添付される必要はありません。

特例転出について

特例転出とは、有効期限内の個人番号カードを利用して転入手続きが行える転出届の特例となります。紙の転出証明書をいままでの住所地から郵送で受け取る必要がないため、より早く転入手続きを行うことができます。

- 特例転出を希望された方は、担当者から処理完了の連絡を受けた後、カードを持参のうえ転入手続きを行なってください。(カードを持参しなければ、転入手続きができません)
- 転入届の際に暗証番号(4ケタの数字)の入力が必要になります。
- 次の期間を過ぎて転入手続きを行う場合、ご注意ください。

・すでに新しい住所にお住まいの方

転入日(新しい住所に住み始めた日)から 14 日を過ぎると、カードを利用しての転入手続き及びカードの継続利用ができなくなる場合があるため、新しい住所の市区町村へお問い合わせください。

・これから新しい住所に住み始める方

転出予定日(新しい住所に住み始める予定の日)から 60 日を過ぎると、カードを利用しての転入手続きができなくなります。また、転出予定日から 30 日を過ぎると、カードの継続利用ができなくなる場合があるため、新しい住所の市区町村へお問い合わせください。

○カードをお持ちの方で特例転出を希望しない場合は、紙の転出証明書を発行いたします。

○手続きには、新しい住所の市区町村で次のカードが必要です。

・個人番号カード

